

# アメリカ生活に必要なビザ取得手続きの現状

## コアラ社長の夢の街マイアミ不動産投資事情

アメリカで居住するためには何らかのビザを取得する必要がある。

(学生ビザ)は単身者の場合、比較的取得が容易であるがビジネスを行う場合、何らかF-1以外のビザを取得する必要がある。今回はアメリカのビザ関連についてお伝えする。

春に日本へ帰国して以来、アメリカへ長期滞在目的の新規ビザ取得の手続きに時間を要してきた。2011年3月にマイアミ入りした時は渡米前にL-1ビザ(駐在員ビザ)を取得。今回はE-2ビザ(投資家ビザ)の取得の手続きを行っている。

アメリカ移民局はアメリカ以外の国からのある一定額の投資に加えて、雇用を創出することができる人に対してビザを発給するという考えが根底にあるた

め、ビジネスに投資をする場合でも、それらの条件を満たさなければならぬ。アメリカに対して有益な人物である証明が必要になるのだ。

しかし、たとえ有能な人物であっても、自国民(アメリカ人)の職を奪うと判断される場合、ビザ発給に関して非承認となってしまう可能性が高くなる。

一般的に共和党政権より民主党政権下ではビザ承認は厳しくなると言われており、オバマ政権終了後はヒラリー・クリントンによる女性初の大統領という話が現実味を帯び始めており、そうなると当面ビザ承認には厳しい時代が続く予想される。

ビザ以外にアメリカに居住するために有効なものはグリーンカード(永住権)の取得である。グリーンカードを手にしてしまえば、制限もなくアメリカに居住することができ、入出国も制限がない。グリーンカード取得には、アメリカ人との婚姻、ビザなどでアメリカに概ね3年以上居住しており、何らかの特殊能力を有する者が申請できる。グリーンカードの抽選(DVプログラム)に当選するという方法もある。いかにもアメリカ的発想だ。

時限立法であるが、E-B-5(永住権投資プログラム)という方法で取得する方法もある。これはアメリカ国内の連邦指定の地域センターの投資案件事業に50万ドルもしくは100万ドルを超える投資をして、10人以上の雇用を創出することが条件となっている。あくまで投資であり、元本を保証するものもないため実質的には、多額の代金との交換でグリーンカードを購入するという覚悟が必要である。

筆者も将来グリーンカード取得を夢見ながら、E-2ビザ取得のために8月にはマイアミ市内に現在繁盛中のレストランを購入した。

次回は、その流れをお伝えする。

今回、購入したレストランの室内

(小原隆浩)

隔週掲載